

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年8月31日(水) 午前9時30分から午前10時05分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】</p> <p>出席委員：1番齋藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席14名、欠席4名)】</p> <p>出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、12番小島隆委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員</p> <p>欠席：11番加藤政人委員、13番山本民男委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席30名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	<p style="text-align: center;">議長</p> <hr/> <p style="text-align: center;">16番 委員</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2番 委員</p>

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて  
No.5～No.6 2件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.22～No.31 10件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3006～No.3008 3件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5020 1件

議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.50～No.53 4件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について

ウ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員の3名です。                      なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      「異議なし」と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、16番川合次夫委員、2番片山敏隆委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;                      報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>報告します。1頁をご覧ください。                      5番糸魚川地区、蓮台寺1丁目地内の2筆169㎡について、車庫敷地になっております。                      6番大和川地区、大和川地内の1筆85㎡について、道路敷地になっております。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。        只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。        [「なし」と呼ぶものあり]        異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長  石曽根主査	<p><b>&lt;報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b>        報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。        報告いたします。2頁をご覧ください。        22 番下早川地区、四ツ屋地内の2筆2,667㎡について、圃場整備のため解約するものです。        23 番下早川地区、四ツ屋地内の1筆1,938㎡について、圃場整備のため解約するものです。        24 番下早川地区、四ツ屋地内の1筆337㎡について、圃場整備のため解約するものです。        25 番下早川地区、四ツ屋地内の4筆3,289㎡について、圃場整備のため解約するものです。        26 番下早川地区、四ツ屋地内の4筆5,762㎡について、圃場整備のため解約するものです。        27 番下早川地区、四ツ屋地内の2筆2,952㎡について、圃場整備のため解約するものです。        28 番下早川地区、堀切、東川原、滝川原地内の3筆1,269㎡について、相続人確定のため解約、その後は引き続き耕作するものです。        なお、この3筆は磯貝信雄さんの名義の土地ですが、信雄さんが死亡し未相続物件となっております。        相続人を代表して磯貝重信さんが、ひすい農業協同組合と契約していましたが、今回別の方が相続登記をしたため解約し、新しい相続人とひすい農業協同組合が利用権を結びたいということで、双方合意の解約となります。        29 番上早川地区、中野地内の1筆115㎡について、労力不足のため解約し、その後は自作するものです。</p>

議長	<p>30 番磯部地区、空熊新田地内の2筆 2,961 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>31 番磯部地区、空熊新田地内の2筆 2,515 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長 木嶋主任主事	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>3006 番大和川地区、田伏地内の1筆 16 m<sup>2</sup>について、所有権移転による売買です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、えちごトキめき鉄道線沿いにございます。譲受人は住居地に隣接している申請地を家庭栽培用の畑として譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3007 番大和川地区、大和川地内の11筆 3,462 m<sup>2</sup>について、所有権</p>

	<p>移転による贈与です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、広域農道平牛上覚線沿いにございます。譲渡人は高齢により耕作が困難なため、譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3008番能生谷地区、大平寺地内の1筆111㎡について、所有権移転による売買です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は市道鶉石大平寺線沿いにございます。譲渡人は遠方に住んでおり畑の管理が困難なため、譲受人に申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>3007番について、牧草地の一部を譲り渡すということだが、中途半端な気がするのですが。</p> <p>水田活用で牧草を栽培しており、耕作者が高齢でできなくなったため農地の権利移転を親戚同士の話し合いの中で決めたものであります。</p> <p>今後も継続して牧草栽培を続けられるのでしょうか。</p> <p>継続して栽培していくとのことですね。</p> <p>実質的に名義を変えるとだけということですね。</p> <p>はい。</p> <p>地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	
片山委員	
伊藤主査	
片山委員	
伊藤主査	
片山委員	
伊藤主査	
議長	

議長	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p>
伊藤主査	<p>5020番青海地区、田海地内の1筆370㎡について、事務所敷地のための所有権移転による売買です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、です。譲受人は申請地を取得し、新たに事務所を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に滞りなく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木嶋主任主事	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>50番下早川地区、堀切、東川原、滝川原地内の3筆1,269㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>51番西海地区、来海沢地内の1筆1,330㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>52番西海地区、川島地内の1筆2,962㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>53番能生谷地区、小見、平地内の3筆4,721㎡について、借り受け</p>

議長	<p>て規模拡大を図るものです。          以上で、説明を終わります。          只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。          〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。          〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。          続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p><b>日程第4＝その他</b>  <b>ア 次回農業委員会の日程について</b>          9/30(金) 午前9：30～ 市役所 201・202 会議室</p>
議長 伊藤主査	<p><b>イ 農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について</b>          農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について説明を求めます。          別紙「農業委員、農地利用最適化推進委員選出日程について」説明。</p>
議長	<p>このことについて、ご質問・ご意見をお受けいたします。          〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p><b>ウ その他</b>          他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。          慎重に審議をいただき大変ありがとうございました。</p>